

告示	番号	22	内分泌疾患
	疾病名	20 及び 21 に掲げるもののほか、高ゴナドトロピン性性腺機能低下症	

## 63 及び 64 に掲げるもののほか、高ゴナドトロピン性性腺機能低下症

そのた、こうごなどとりびんせいせいせんきのうていかしょう

### 概念・定義

本疾患は精巣や卵巣自体が原因で機能異常を来した状態の総称である。視床下部・下垂体の異常により二次的に精巣や卵巣の機能障害を来す低ゴナドトロピン性性腺機能低下症とは区別される。精巣や卵巣の発生、分化の過程に明らかな障害が認められる病態は除外する（精巣形成不全、卵巣形成不全のページ参照）。

### 症状

性ホルモン分泌障害と配偶子形成障害が主となる。男性の重症例では、出生時に外性器・性腺の非定型的所見で発見される。具体的には尿道下裂、小陰茎、停留精巣、小精巣ないし精巣退縮である。男性の軽症例では、思春期徴候の発来遅延や不妊症で発見される。具体的には陰茎、精巣、陰毛の発育不良、乏精子症ないし無精子症などである。女性の重症例では、思春期の発来遅延で発見される。具体的には乳房、陰毛の発育

不良、原発性ないし続発性無月経である。女性の軽症例では、成人期の不妊症や早発閉経で発見される。その他、各症候群に特徴的な随伴症状が認められる。

### 治療

性ホルモン補充療法が主となる。男性の重症例では思春期導入から、軽症例では思春期以降に男性ホルモン補充が必要となる。尿道下裂修正術、精巣固定術が行われる場合もある。女性の重症例では思春期導入から、軽症例では思春期以降に女性ホルモンや黄体ホルモン補充が必要となる。

抜粋元：[http://www.shouman.jp/details/5\\_30\\_65.html](http://www.shouman.jp/details/5_30_65.html)